

# 石綿作業主任者技能講習

労働安全衛生法に基づく主任者講習として、「石綿作業主任者技能講習」を下記の要項で実施いたします。

(安全衛生法第14条、石綿障害予防規則第19、20条)

事業者は、石綿取扱作業について、石綿作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行しなければなりません。

- 1 開催日時
  - ・第1日 令和5年9月15日(金) 13:00~17:30
  - ・第2日 令和5年9月16日(土) 9:00~17:30
- 2 対象者 満18歳以上で石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に従事する者
- 3 受講料 15,340円(テキスト代、税、送料含む)  
【北建連会員・当センター会員は13,690円】
- 4 定員 80名(定員になり次第、締め切ります) 申込締め切: 9月1日(金)まで
- 5 場所 桧山地域人材開発センター(まなびっく)体育館(桧山郡江差町字南が丘7-172)
- 6 講師 日本薬剤師会会員 調剤薬局薬剤師 打合 真也氏  
(一社)北海道建築工事業組合連合会理事長 高田昌昭氏
- 6 委託先 北海道労働局長登録教習機関(一社)北海道建築工事業組合連合会
- 7 内容

講義内容	時間
(1)石綿による健康障害及びその予防措置に関する知識	2時間
(2)作業環境の改善方法に関する知識	4時間
(3)保護具に関する知識	2時間
(4)関係法規	2時間
(5)修了試験	1時間



## ◎申し込みについて

- ・「職業訓練受講申込書」
- ・「作業主任者技能講習申込書」※押印箇所がありますので、お忘れのないようご注意ください。
- ・写真（30mm×24mm）・・・2枚（裏面に氏名〈フルネーム〉を記入）を添えて、桧山地域人材開発センターまで郵送又は持参ください。 ※申込書はHPで印刷かご連絡下さい。

## ◎受講料のお支払いについて

- ・受講料は、申込締切日までにご持参いただくか、下記口座までご入金ください。  
※講習開講日当日及びそれ以降の受講取り消しはご遠慮ください。この場合、受講料はお返しできませんのでご注意ください。

### ・受講料振込先

口座名 (一社) 桧山地域人材開発センター運営協会 会長 田畑昌伸  
銀行名 ①道南うみ街信用金庫本店 普通 1051739  
②北洋銀行江差支店 普通 0144863

## ◎助成金について

- ◆この講習は、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の対象となります。  
（※雇用保険料率 18.5/1000 適用事業所の雇用保険被保険者のみ）

※支給申請をされる予定の方は、事前に桧山地域人材開発センター（まなびっく）にご連絡ください。

※申請される際には、証明事務手数料として「一般社団法人北海道建築工事業組合連合会」に対し、2,200円（1事業所）がかかりますので、ご了承ください。

※技能講習修了証は、受講時間及び修了試験結果に基づき、後日、委託先の「一般社団法人北海道建築工事業組合連合会」より交付（修了者あて郵送）されます。

////////////////////////////////////  
**お問い合わせ先・・・「まなびっく」**

(一社) 桧山地域人材開発センター運営協会

桧山郡江差町字南が丘7番地172

TEL 0139-52-0160

FAX 0139-52-0188

E-mail [jinnzai-h@taupe.plala.or.jp](mailto:jinnzai-h@taupe.plala.or.jp)

【公式】桧山地域人材開発センター運営協会 まなびっく ([hiyama-manabikku.or.jp](http://hiyama-manabikku.or.jp))

※受付：月～金（祝祭日を除く）、9時～17時まで

////////////////////////////////////